

写

雇児発第0618005号
平成15年6月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

ひとり親家庭生活支援事業の実施について

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号本職通知「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。

ひとり親家庭生活支援事業実施要綱

第1 目的

母子家庭及び父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦（以下、「母子家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ。）又は市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。）とし、この事業の一部を母子福祉団体、NPO等（以下、「事業実施団体」という。）に委託することができる。

第3 事業の内容等

この事業は、次の1から5の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

1 生活支援講習会等事業

母子家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子家庭等の相談に応じるものとする。また、母子家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

（1）事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、母子家庭等の生活指導を行うために必要な、次の講習とする。

- （ア）児童のしつけ・育児に関する講習
- （イ）養育費の取得手続に関する講習
- （ウ）健康づくりに関する講習
- （エ）その他、地域において必要と認める講習

イ 生活相談

- （ア）各種講習終了後、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。
- （イ）個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子自立支援員等関係者に情報提供しておくこと。

ウ 託児サービス

必要に応じて、生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の親が扶養している児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

生活指導、相談を希望する母子家庭等であって、生活支援講習会の受講及び相談によって、生活の安定を図ることが見込まれると実施主体が認めた者とする。

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

(ア) (1)の「ア」に掲げる各講習種目ごとに年2回以上実施すること。

(イ) 講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められるものとすること。

イ 生活相談

(ア) 生活相談に応じる者は、生活支援講習会の講習内容に関し知識・経験を有し、適切な助言・指導をすることができる者を選定すること。

(イ) 生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切なアドバイスを行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。

(ウ) 生活相談の内容は、秘密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

(ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等十分に配慮すること。

(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

2 健康支援事業

(1) 事業内容

母子家庭等については、健康面において不安を抱えていても働くなければ生活を維持することが困難な状況にある。こうした負担等が要因となり体調をくずし、生活に困難が生じたり、親子関係に問題が生じるなど精神面の負担・不安が健康面や家族関係に影響し、自立を困難にしていることから、これらの者に対して精神面、身体面の健康管理に必要な助言・指導及び家族関係の調整を行うものである。

(2) 対象者

生活支援講習会の際に精神的、身体的な健康問題について相談した母子家庭等であって、継続的な支援が必要と認められる者とする。

(3) 実施方法等

ア 健康相談に応じる者（以下、「健康相談員」という。）には、健康管理等に適切な助言・指導ができる者を選定すること。

イ 健康相談員は、対象者の居宅を個別に訪問し、適切なアドバイスをするとともに、集団指導を行うこと。また必要に応じて医療機関等関係機関に連絡を取るなど必要な措置をとること。

ウ 健康相談員は、次の事項に留意し、指導等にあたること。

- (ア) 親子の愛着や情緒的な安定、生活の変遷、特有の習慣等を理解した上で、親子の健康状態の把握及び児童の成長・発達のアセスメントを行い、健康に留意した働き方の指導、健全な親子関係を育成するための助言など、より健康な生活の維持・継続のために必要な指導を行うこと。
 - (イ) 相談者本人又は児童の疾病等と生活との関係等について、問題点を認識させ、自己理解を深めるとともに、生活の場において工夫できる内容やそのための取組について具体的に助言すること。
 - (ウ) 地域内の各種サービスや制度の概要等の情報を収集、整理するとともに、必要に応じてこれらの情報を提供すること。
- エ 健康相談員は、相談に応じた場合にはその内容・指示事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- オ 健康相談員は、相談内容について秘密保持に十分に配慮すること。

3 土日・夜間電話相談事業

(1) 事業内容

母子家庭等は、平日や日中などに就業や子育てを抱えているうえ、相談相手を得るのに困難な面があることから、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施する。

(2) 対象者

母子家庭等を対象とする。

(3) 実施方法等

ア 相談内容は以下の内容とする。

(ア) 生活一般に関する相談

(イ) 児童のしつけ・育児等に関する相談

(ウ) 養育費に関する相談

イ 電話相談員には、母子家庭等の相談に対して適切な助言・指導をすることができる者を選定すること。

ウ 母子福祉センター等を利用し、平日夜間及び休日に母子家庭等からの相談に対して電話相談に応ずること。

エ 相談者の利便のために、留守番電話装置付きの専用電話を設置することが望ましいこと。

オ 相談内容等については、母子家庭等の悩みごと等について行うが、より専門的な相談等については、適切な相談機関を斡旋し、円滑な相談指導を行うこと。

カ 電話相談員は、相談日誌等を設け、相談内容の要点を記録し、効果的な実施に努めること。

キ 相談内容については、秘密保持に十分に配慮すること。

4 児童訪問援助事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

そこで、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等(以下、「児童訪問援助員(ホームフレンド)」という。)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う。

(2) 対象者

ひとり親家庭の児童を対象とする。

(3) 実施方法等

ア 派遣対象家庭名簿の作成等

(ア) 本事業の実施にあたっては、派遣を希望するひとり親家庭の申請によりあらかじめ派遣対象家庭名簿を作成しておくこと。

(イ) また、派遣対象家庭名簿の適正な管理等に努めること。

イ 児童訪問援助員(ホームフレンド)の登録等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)には、ひとり親家庭の児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者を選定し、登録すること。

(イ) 派遣対象家庭名簿に登載されている家庭から児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣の申し出があった場合には、登録された児童訪問援助員(ホームフレンド)の中から適当な者をその家庭に派遣すること。

(ウ) 当該児童訪問援助員(ホームフレンド)に対し、派遣先の家庭の状況など必要な説明を行った上で、派遣すること。

ウ 実施方法等

(ア) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は、児童の良き理解者として児童に接し、相談に応じるとともに、生活面での指導を行うこと。

(イ) 派遣は、1日又は半日を単位とし、1回の派遣に要する時間はそれぞれ概ね8時間又は4時間以内とすること。

(ウ) 派遣日数は、当該児童の状況を勘案して決定すること。

(エ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)は、活動状況について派遣のつど事業実施団体に報告すること。

(オ) 児童訪問援助員(ホームフレンド)その他のこの事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。

(カ) 事業実施団体は、児童を担当している児童訪問援助員(ホームフレンド)に対して指導・監督を行うとともに、専門機関の協力を求め、必要な助言を行うこと。

5 ひとり親家庭情報交換事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものである。

(2) 対象者

ひとり親家庭の親を対象とする。

(3) 実施方法等

- ア 事業実施団体は、事業を実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。
- イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。
 - (ア) 個人の課題の把握と解決に向けた力量形成
 - (イ) 自己実現のための自己変革への意欲の高揚
 - (ウ) 良好的な人間関係の形成への支援
 - (エ) 個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援
- ウ この事業は、児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。
- エ この事業は、年6回程度開催すること。

第4 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、母子家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

第5 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。



雇児発第0701004号
平成15年7月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について

母子生活支援施設に入所している母子の保護については離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、比較的緩やかな生活指導と相談支援等により早期に自立が見込まれる者もいる。早期に自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などに小規模分園型（サテライト型）施設を設置し、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行うために、別添のとおり「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設設置運営要綱」を定め、平成15年8月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設設置運営要綱

1 事業の目的

小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（以下「小規模分園型施設」という。）は、現に本体の母子生活支援施設（以下「本体施設」という。）を運営している法人の支援のもと、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、早期に自立が見込まれる者等について一定期間地域社会の中で母子保護を実施することにより、母子の自立の促進に寄与することを目的とする。

2 運営主体

小規模分園型施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、すでに本体施設を運営しているものとする。

3 対象者

比較的緩やかな援助及び生活指導等により早期に自立が見込まれる者など施設長が適当と認める者

4 定員

小規模分園型施設の定員は、本体施設とは別に5世帯以上10世帯未満とし、常に4世帯を下回らないようにすること。

5 設備等

- (1) 日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している母子に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- (2) 本体施設の定員が原則として20世帯以上の施設であること。
- (3) 入所している母子の世帯ごとに居室を設け、その床面積は、一人当たり3.3m²以上とすること。
- (4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

6 職員

- (1) 本体施設の職員との勤務体制等の調整を図り、母子指導員を1名責任者として配置すること。
- (2) 必要に応じ、その他の職員（非常勤可）を置くこと。

7 運営に当たっての留意事項

- (1) 小規模分園型施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとする。
- (2) 施設の運営に当たっては、入所者の安全確保に十分留意すること。

- (3) 施設の運営に当たっては、福祉事務所、児童相談所、児童の通学する学校、母子家庭等就業・自立支援センター、母子自立支援員、母子寡婦福祉団体、公共職業安定所等と緊密に連携をとり、入所母子に対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。
- (4) 本体施設から小規模分園型施設に移行する母子に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意すること。
- (5) 小規模分園型施設における入所期間は、原則、1年以内とする。

8 経費

小規模分園型施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9 協議手続き

対象施設の指定に当たっては、別紙様式1により、毎年4月15日までにあらかじめ当省に協議し、その承認を得るものとする。その際、前年度の実施結果について別紙様式2により報告すること。

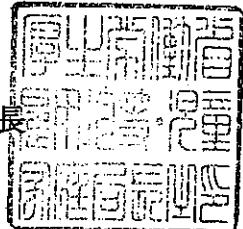
なお、平成15年度新規に実施しようとする施設については、平成15年7月15日までに協議を行うこととする。

写

雇児発第0624001号
平成15年6月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について

近年の厳しい経済状況の中、母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開することとしている。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとしており、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱」を定めたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620002号本職通知「母子家庭等就業支援センター・モデル事業の実施について」、平成13年7月5日厚生労働省発雇児第270号厚生労働事務次官通知「母子家庭等自立促進対策事業について」及び平成13年7月5日雇児発第447号本職通知「母子家庭等自立促進対策事業の実施について」は廃止する。

母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱

1 目的

母子家庭の母及び寡婦（以下、「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く雇用環境は厳しい状況にある。

母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援を総合的に講ずる必要があり、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じた支援策を講ずることが重要となっている。また、父子家庭に対しても子育てや生活面においては、社会的支援が求められている状況にある。

こうしたことから、個々の母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、習熟度に応じ段階的に実施する就業に結びつきやすい就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなど専門家による相談体制の整備や、地域で生活し、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援体制の整備などを総合的に行うこととする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）とし、この事業の全部または一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、N P O 法人等に委託することができる。なお、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えないこと。

3 対象者

対象者は、原則として母子家庭の母等とするが、4の(4)の事業については父子家庭の父も対象とする。

4 事業の内容等

(1) 就業支援事業

ア 就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供、事業を経営する上の問題

等に対し、適切な助言を行うとともに、管内の市町村に赴き、就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 就業相談は、母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業経営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。
- (イ) 就業相談に際しては、企業の雇用状況、技能訓練講座の開設状況など地域の実情の把握に努め、就業相談を通じて、相談者の意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、就業以外の相談についても適宜、関係機関と連携して必要な支援を行うこと。
- (ウ) 就業相談に応じた場合には、その内容・指示事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- (エ) 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。

イ 就業促進活動

地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、母子家庭の母等に対する企業等の理解を深めるため、母子家庭の母等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。
- (イ) 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるとともに、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努めること。
- (ウ) その他地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

ウ 相談関係者の活動支援

効果的かつ、きめ細かな支援体制を確保するため、地域の母子家庭等への就業活動を支援する母子自立支援員など相談関係職員に対する情報提供や、知識の普及など資質の向上のための研修会の開催、自立困難ケースへの生活支援について関係機関の職員との合同検討会議（以下、「合同会議」という。）の開催など、相談支援体制の整備を図るものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 研修会の開催にあたっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、地元企業やキャリアカウンセラー等の

専門家を活用して実施すること。

- (イ) 相談に応じたケースの中には、就業支援だけでは自立が困難な様々な問題を複合的に抱えており、重層的な支援策を講じる必要のある場合があることから、こうしたケースへの対応を強化するため、就業関係、福祉関係、保健・医療関係職員などによる合同会議を必要に応じて開催し、共通理解と効果的な支援策について検討すること。
- (ウ) 合同会議において検討したケースについて、その結果や効果について評価し、事例集を作成するとともに、研修会等で活用すること。

(2) 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下、「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下、「講習会」という。）を開催することとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア セミナーの実施

- (ア) セミナー講師には、母子家庭の母等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。
- (イ) セミナーを開催するにあたっては、次の内容を必要に応じて実施すること。
- a 母子家庭の母等への支援策についての情報提供
 - b 働くことの意義と適性
 - c 就業に向けての生活環境のチェック
 - d 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度
 - e 企業の求める人材
 - f 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理など）
 - g 体験談、意見交換
 - h 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

イ 講習会の実施

- (ア) 講習会の実施にあたっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協

力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。

(イ) 講習会は、土日を開催するなど母子家庭の母等が利用しやすい日及び時間帯に開催すること。

(ウ) 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。

a 受講旅費の内容

受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下、「交通費」という。）及び受講諸費とすること。

b 支給対象者

受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。

(a) 原則として母子家庭の母等であって、配偶者のない女子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかつた日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。

(b) 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条第1項第7号イ（4）により職業安定局長が定める額を超えない者であること。

c 支給額

交通費（経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）と受講諸費470円との合計額とすること。

ウ 記入サービスの実施

講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意して実施すること。

(ア) 記入を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。

(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

(3) 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、母子家庭等就業支援バンク（以下、「就業支援バンク」という。）を開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- ア 情報収集、提供にあたっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。
- イ 就業支援バンクの開設にあたっては、就業相談や講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。
- ウ 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な雇用条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。
- エ 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。
なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができます。
- オ 就業に関する情報誌を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。
- カ 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用して就業中の母子家庭の母等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。
- キ 収集した情報は、地域の母子家庭の母等への就業活動を支援する母子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習科目に反映させるなどの活用を図ること。
- ク ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へ母子家庭の母等の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。
- ケ インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。
- コ 財団法人女性労働協会「女性と仕事の未来館ホームページ」において、労働条件等に関する電子メール相談を実施しているので、母子家庭の母等に対し適宜、情報提供を行うこと。

(4) 母子家庭等地域生活支援事業

母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。

イ 相談指導にあたっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。

ウ 事業実施にあたっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。

エ 特別相談は、養育費の取り決めや履行確保、消費者金融や悪質商法など、法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため、専門家による助言を行うこと。

オ 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。

5 関係機関との連携等

都道府県は、この事業を実施するにあたっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、市町村、福祉事務所、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

6 国の補助

国は、都道府県が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。